

免許番号 区第7号

漁場の位置 明石市松江から大久保町江井島に至る間の地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

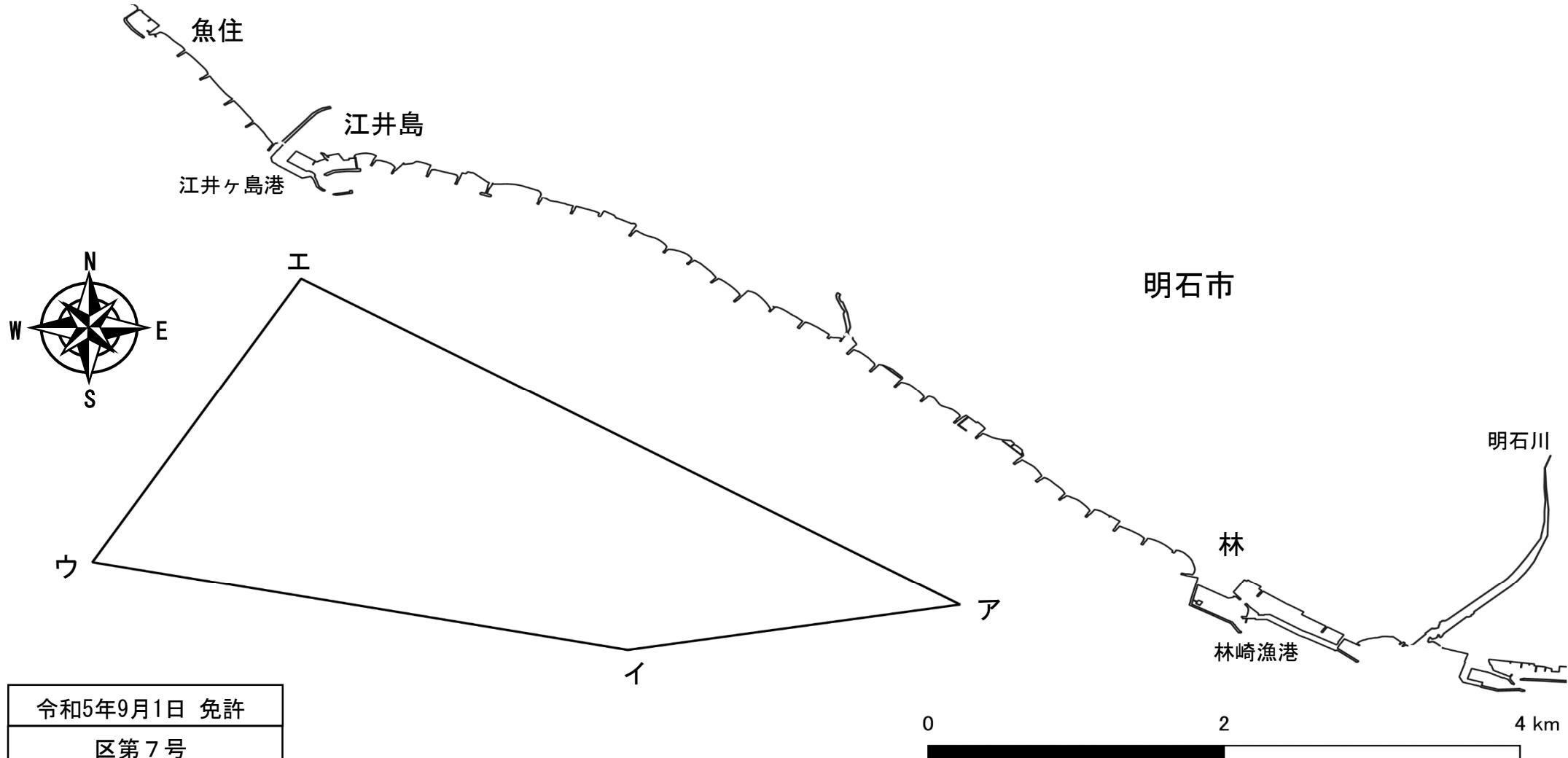
点の位置

ア 北緯34度38.75分、東経134度56.96分

イ 北緯34度38.57分、東経134度55.75分

ウ 北緯34度38.92分、東経134度53.80分

エ 北緯34度40.05分、東経134度54.56分



1	表 示				表示番号	表 示						
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日						
	漁 場	別紙漁場図のとおり										
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり養殖業 9月10日から5月15日まで										
	主な漁獲物											
	漁業の時期											
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。											
漁 業 権 区		先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区						
順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号						
1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合 他2組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日											
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第7号	摘要								

免許番号	区第7号	摘要					
共 有 漁 業 権 事 項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備 考
	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	
1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合  明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合  明石市大久保町江井島418番地6 江井ヶ島漁業協同組合						